

国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員受入規程

制 定 平成27年 2月27日

法人和歌山大学規程 第1587号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「部局」とは、本学組織規則に定める学部等及び附属機関をいう。

2 「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(受入手続)

第3条 本学に特別研究員として受入れを希望する者（以下「申請者」という。）は、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の採用決定があった後、あらかじめ受け入れようとする教員（以下「受入教員」という。）の承諾を得て、受入教員が所属する部局の長の承諾を経て、学長に特別研究員受入申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

2 学長は、本学の教育研究上支障がない場合に限り、これを許可する。

3 学長は、前項の規定により受入を許可したときは、受入教員が所属する部局等の長を経て、申請者に対し、受入許可書（別紙様式第2号）により、通知するものとする。

(受入期間)

第4条 特別研究員の本学における受入期間は、日本学術振興会が定める採用期間の範囲内で、認めるものとする。

(研究料)

第5条 特別研究員に対し研究料は、徴収しないこととする。

(便宜供与)

第6条 部局長は、特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設、設備、文献等の利用について、部局内の利用規則に則り、教育研究上支障がない範囲で便宜を与えるものとする。

2 特別研究員は、前項のほか、本学に受入れる研究員として、所定の手続きを行なったうえで学内の施設設備等を利用することができるものとする。

3 特別研究員は、故意又は過失により、施設設備等を滅失し、又は毀損したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 特別研究員は、健康・安全配慮上の観点から、健康診断を希望する場合は、受診することができる。

(諸規則の遵守)

第7条 特別研究員は、本学及び所属部局の諸規則を遵守しなければならない。

(知的財産の取扱い)

第8条 特別研究員は、特別研究員として従事した研究において創出した知的財産の取扱いについて、本学知的財産規程及びその他関連規則に従うものとする。

(研究活動中の事故への対応)

日本学術振興会特別研究員受入規程

第9条 特別研究員の責に帰すべき事由による研究活動中の事故等の補償は、行わない。但し、本学に責任があると認められるときは、この限りでない。

2 特別研究員は、研究中の不慮の事故・健康管理に備え、本人の負担により傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

(補則)

第10条 和歌山大学大学院博士課程在学者が、特別研究員となった場合においても、和歌山大学大学院学生としての身分には変更がないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2551号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3条関係）

特別研究員受入申請書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 殿

申請者

住所

氏名

印

日本学術振興会特別研究員として、下記のとおり研究に従事したいので、申請します。

記

氏 名 :

生 年 月 日 : 年 月 日

最 終 学 歴 :

学位取得（見込） : 年 月 日 博士（見込）

研 究 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

研 究 題 目 :

受 入 教 員 名 :

上記申請者の受入教員となることを承諾します。

所属

職名

氏名

印

上記申請者が、上記教員の指導の下で研究に従事することを承諾いたします。

部局長

氏名

印

文 書 番 号
年 月 日

特別研究員受入許可書

申請者

様

国立大学法人和歌山大学

学 長 ○○ ○○ 印

年 月 日付で申請のあったこのことについて、受入れを許可します。